

小峰城跡清水門復元整備基本設計業務委託プロポーザル実施要領

1 はじめに

小峰城跡は、東日本大震災による石垣の被害及び石垣修復事業によって、広く知られるところとなり、来訪者は、震災以前と比べ、増加傾向にある。小峰城跡には、石垣とともに、『白河城御櫓絵図』（文化年間に作成された当時の櫓や門跡の建絵図及び平面図）と発掘調査成果を基に復元された三重櫓と前御門が存在し、江戸時代の様子を伝えている。本業務は、清水門の復元整備に向けた基本設計を作成するものであり、清水門を復元することにより、江戸時代の小峰城を体感し、小峰城の更なる理解を促す施設となることが期待される。

この実施要領は、小峰城跡清水門復元整備基本設計業務委託に係る民間事業者の募集に関して、必要な事項を定めたものである。

2 目的

小峰城跡清水門復元整備基本設計業務委託の遂行に際して、本業務の意義を理解し、優れた技術や管理・設計能力により、基本設計を行うことができる民間事業者を選定すること。

3 事業の概要

- (1) 事業名称 小峰城跡清水門復元整備基本設計業務委託
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 事業期間 契約日（令和2年8月上旬予定）から令和4年3月18日（金）まで

4 応募事業者の条件等

(1) 資格要件

応募する事業者は、次に掲げる要件をすべてに該当するものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続き開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続き開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ③ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく精算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ④ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- ⑤ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納しているものでないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていない者。（優先交渉権者となった場合には、別に定める誓約書を提出するとともに、必要に応じ役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ承諾すること。）
- ⑧ 過去20年間（平成12年4月1日から令和2年3月31日まで）に本業務と同種の業務（歴史的建造物の復元設計）を作成した実績を有していること。

(2) 応募資格の確認

応募事業者の確認は、参加表明書の提出日を基準とする。ただし、応募資格確認後から契約日までに応募事業者の備えるべき要件を欠くような事態が発生した場合には失格とする。

5 応募に関する留意事項

- (1) 実施要領等の承諾
応募事業者は、提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 費用の負担
応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- (3) 著作権
応募事業者から実施要領等に基づき提出される書類の著作権は書類の作成者に帰属するものとする。但し、発注者は当該事業選定に限り、実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用することができるものとする。
- (4) 書類の提出
提出された書類については、変更できないものとする。また、理由の如何に関わらず返却しないものとする。
- (5) 応募の無効に関する事項
次のいずれかに該当する応募は、無効とする。
 - ① 参加表明書提出時から優先交渉権の決定までに、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合。
 - ② 同一の応募事業者が複数の提案を行った場合。
 - ③ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合。
 - ④ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ⑤ 虚偽の内容が記載されている場合。
 - ⑥ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
 - ⑦ 著しく信義に反する行為があった場合。
- (6) その他
 - ① 発注者が提示する資料及び回答書は、本実施要領等と一体のものとし、同等の効力を有するものとする。
 - ② 本実施要領等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知を行う。

6 応募手続き

事業実施のスケジュールは、次のとおりとする。但し、受付等は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（平成23年法律第178号）に規定する休日には行わない。

公募開始（公告日）	令和2年7月6日（月）
質問書受付期限	令和2年7月13日（月）午後5時まで
参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出期限	令和2年7月17日（金）午後5時まで
企画提案書の提出期限	令和2年7月27日（月）午後5時まで
書面審査（第1次審査）	令和2年7月28日（火）（予定）
プレゼンテーション・ヒアリング審査（第2次審査）	令和2年7月31日（金）（予定） ※審査の時間、場所は別途通知
プレゼンテーション・ヒアリング結果の通知・公表	令和2年8月3日（月）（予定）
優先交渉権者の決定	令和2年8月3日（月）（予定）
契約締結	令和2年8月11日（火）（予定）

- (1) 応募書類等の公表及び配布
応募書類等の公表及び配布は、次の要領で行う。
 - ① 公表及び配布日
令和2年7月6日（月）から
 - ② 公表及び配布する資料
 - I) 実施要領
 - II) 様式集
 - III) 仕様書

- ③配布の方法
白河市ホームページよりダウンロードすること。
- (2) 「参加表明書（兼参加資格審査申請書）」（様式1号）の提出
応募事業者は、次により提出すること。
- ① 提出期限
令和2年7月17日（金） 午後5時まで
- ② 提出先
〒961-0053 福島県白河市中田7番地1（白河市歴史民俗資料館内）
白河市役所建設部 文化財課
- ③ 提出書類
Ⅰ）参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式1号、1-2号） 1部
Ⅱ）様式1号記載の添付書類 各1部
- ④ 提出方法
持参、郵送又は宅配便。なお、いかなる理由においても提出期限後の提出は受け付けない。いずれの場合も必ず7月17日午後5時までに必着とすること。
- (3) 実施要領等に関する質問
- ① 受付期間
令和2年7月6日（月）から7月13日（月） 午後5時まで
- ② 提出先
白河市役所建設部 文化財課
E-mail : bunka@city.shirakawa.fukushima.jp
- ③ 質問の提出方法
「質問書」（様式2号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出する。
※タイトルを「プロポーザル質問書【清水門復元整備基本設計】（会社名）」とし、担当課へ電話で受信の確認を行うこと。（電話の時間帯は、原則、午前9時から午後5時まで）
- (4) 質問に関する回答
- ① 回答方法
本実施要領等に関する質問への回答は、公平性を確保する観点から、原則として白河市ホームページに掲載する。
- ② 回答日
随時、回答する。
- (5) 報告書および企画提案書の提出
- ① 提出書類
Ⅰ）「提案書類提出書」（様式3号）
Ⅱ）報告書（様式4号）および「提案書」（様式5号から9号）
a) 配置予定技術者に関する実績報告書（様式4号）
・管理技術者及び担当技術者の歴史的建造物（城郭建造物・その他）復元設計の実績件数等について
b) 実施方針等に関する提案（様式5号）
・実施方針・実施フロー・工程計画・実施体制等について
c) 清水門復元計画に関する提案（様式6号）
・『白河城御櫓絵図』や発掘調査成果に基づいた復元案について
・復元根拠にない要素（外観・内装など）を補完するノウハウについて
・遺構（石垣・礎石・遺構面）の保護対策について
d) 建築部材（木材）の調達に関する提案（様式7号）
・効率的で実現性の高い建築部材（木材）の調達方法および調達期間について
e) 周辺施設の検討に関する提案（様式8号）
・清水門付属施設（雁木や塀など）の整備について
f) 利活用に関する提案（様式9号）
・小峰城の歴史や魅力を効果的に伝えられる利活用案について
・様々な来訪者を想定した工事期間中の公園内通路及び施工状況の見学方法について

g) 「作業工程表」 (任意様式)

h) 「見積書」 (任意様式)

②提出期間

令和2年7月20日(月)から令和2年7月27日(月)

③提出先

〒961-0053 福島県白河市中田7番地1 (白河市歴史民俗資料館内)
白河市役所建設部 文化財課

⑤提出部数

提案書 正本1部・副本7部

⑥作成要領

I) 提出書類は「様式集」を利用し作成すること。

II) 文字サイズは11ポイント、規格はA4版、縦型、横書き、左閉じで作成すること。

III) 提案書については、社名、会社のロゴ等を表示しないこと。

IV) 各様式枚数制限の範囲内にて、評価項目について記載すること。

V) 書類は正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付することないよう留意すること。

VI) 提案価格は下記の範囲内であること。

事業名	金額
小峰城跡清水門復元整備基本設計業務委託	20,000千円(消費税込)

a) 提案価格が前項VIを超える場合は失格とする。

b) 価格の内訳は、任意様式の見積書で作成すること。

⑦提出方法

持参、郵送又は宅急便。なお、分割提出は認めない。

(持参による提出の場合、午前9時から午後5時までとする。なお、いかなる理由においても提出期限後の提出は受け付けない。)

(6) 参加辞退届

参加表明書の提出後に辞退する場合は、「参加辞退届」(様式10号)を提出すること。

7 資格審査及び提案の選考

(1) 審査委員会の設置

小峰城跡清水門復元整備基本設計業務委託に係る業者選定審査委員会(以下「選定委員会」という)を設置し、本プロポーザルの実施及び選定等に関する審議を行い、総合的に最も優れた業者の選定を行う。

(2) 審査方法

①選定方法

公募型企画提案方式(プロポーザル方式)により選定する。

なお、参加者が5者を上回った場合は、第1次評価として書面審査(第1次審査)を実施し、5者を第2次評価参加者として選定することとする。なお、書面審査の結果については、別途通知する。5者を上回らなかった場合は、参加者は全て、プレゼンテーション及びヒアリング審査(第2次審査)に進むこととする。

②応募事業者資格の確認審査

発注者は、応募資格の確認審査を応募資格審査申請書類により実施し、この実施要領に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。なお、資格不備の場合には、失格とする。

③提案内容の基礎審査

選定委員会は、提出書類に記載された内容が、次の項目を満たしていることを確認する。なお、これらの項目を一項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とする。

I) 提案書全体について、同一事項に対し2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。

II) 提案書全体について、様式集に沿った構成となっていること。

④プレゼンテーション及びヒアリング審査

選定委員会は、応募事業者に対し、1者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。なお、プレゼンテーションにおいて、社名、会社のロゴ等を表示しないこと。

I) 日 時 令和2年7月31日(金) 予定

II) 場 所 別途通知

III) 時 間 プレゼンテーションとヒアリングを含めて30分程度(説明)

IV) 出席者 3名まで

V) 準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。(プロジェクター及びスクリーンは市が準備する。)

準備・撤収は、審査前後の10分間の休憩時間に行うこと。

VI) 審査を行う順番については、提案書類の受付順とする。

(3) 評価の基準

選定委員会は、別表「審査基準表」に基づき審査した提案内容について評価を行う。

(4) 選定委員、関係発注者職員との接触の禁止

応募を予定する事業者及び提案者は、選定委員、関係発注者職員と本件提案についての接触を禁止する。接触が認められた場合には、失格とする場合がある。

(5) 審査結果の通知

プレゼンテーション及びヒアリング審査における選定結果は、応募事業者全員に通知する。

なお、審査方法および審査内容、審査結果に対する異議は認めない。

(6) 優先交渉権者の決定

発注者は、選定委員会の審査結果を踏まえて、審査での合計評価点が最も高い順に最優秀1者、次点1者を選定し、最優秀者を受託にかかる優先交渉権者とする。なお、評価の点数が同点の場合、価格の提示が低い者を最優秀とする。

また、最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。

(7) 委託金額の決定

本プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

8 提案書等に関する条件

契約締結後の発注者と受託事業者(以下「受託者」という。)の主なリスク分担方針は、以下のとおりとする。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものである。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	事業者
事業の中止・延期	発注者の指示によるもの	○	
	受託者の事業放棄・破綻		○
不可抗力	大規模な災害や暴動等による履行不能	○	
計画変更	事業内容の変更	○	
事業費上昇	計画変更以外の要因による費用の増大		○

9 事務局

白河市役所建設部 文化財課

電 話：0248-27-2310

FAX：0248-27-2256

E-mail：bunka@city.shirakawa.fukushima.jp

別表 審査基準表

審査項目			配点
予定担当者の経験	担当者の過去20年間(平成12年度から令和元年度)における歴史的建造物復元設計	管理技術者の歴史的建造物(城郭建造物・その他)の実績件数	10
		担当技術者の歴史的建造物(城郭建造物・その他)の実績件数	
実施方針等	実施方針に対する理解度	業務の目的、条件、内容を理解し、仕様に誠実な実施方針となるよう配慮しているか。	15
	実施フロー・工程計画の妥当性	実施フローや工程計画が、手順や必要手続、期間などについて妥当なものとなっているか。	
	実施体制の充実度	業務実施体制が、人員、組織などの各要素において充実しているか。	
基本設計に対する技術提案	清水門復元計画に関する提案	復元案について、『白河城御橋絵図』や発掘調査成果などの復元根拠資料の取り扱いが適切で、復元根拠に客観性があり、実現性の高いものであるか。	30
		復元根拠資料にない要素について、他城郭の類例との比較や独自のノウハウ等により補完し、復元の精度をより高める提案となっているか。	
		復元計画について、遺構(石垣や礎石、遺構面など)の保護に十分配慮した提案となっているか。	
	建築部材(木材)の調達に関する提案	木材の調達について、独自のノウハウやアイデアを活かし、実現性・妥当性が高く、効率的な方法及び期間が提案されているか。	10
	周辺施設の検討に関する提案	清水門付属施設(雁木や塀など)の復元について、清水門および周辺の景観と調和した提案がされているか。	5
	利活用に関する提案	清水門の復元により来訪者に小峰城の歴史や魅力をより効果的に伝えられるような利活用案が検討されているか。	15
工事期間中の公園内通路および施工状況の見学について、様々な来訪者に配慮し、起こりうる問題点と対応策が検討されているか。			
ンプレゼンテーションシグ	取組意欲および説得力	業務に対する高い意欲・関心が見られ、内容が分かりやすく、説得力があったか。	15
	質疑応答の正確性	質問に対し、明瞭かつ的確な回答がなされたか。	
合計点			100